

## 規制の事前評価書

評価実施日：平成28年11月16日

政策	都市公園法施行令の一部を改正する政令案		
担当課	都市局公園緑地・景観課	担当課長名	町田 誠
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令案等の名称】 都市公園法施行令の一部を改正する政令案</p> <p>【関連条項】 都市公園法第6条第4項 都市公園法施行令第14条第3号</p> <p>【その内容】 公園管理者の許可を受けて都市公園に設けられる占用物件のうち、非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物等（以下「仮設工作物等」という。）に係る占用期間は、6月を超えてはならない。</p> <p>② 規制の目的 都市公園に設けられる占用物件のうち、都市公園法施行令第14条第3号の対象となる仮設工作物等については、実態としてある程度長期にわたる占用が見込まれるものであり、頻繁な更新申請が負担となっているとの意見があることを踏まえ、占用期間の上限を延長することで占用許可申請者及び公園管理者の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標 Ⅱ 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>b 関連する施策目標 7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p> <p>c 関連する業績指標 —</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度 —</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 —</p> <p>④ 規制の内容 規制の緩和。仮設工作物等に係る占用期間の上限を6月から1年に延長する。</p> <p>⑤ 規制の必要性 公園管理者の許可を受けて都市公園に設けられている仮設工作物等について、頻繁な更新申請が必要となることが、占用許可申請者及び公園管理者の双方の負担となっている。（＝現状と目標のギャップ） これは、現行の仮設工作物等に係る占用期間の上限が、実際に仮設工作物等が都市公園を占用する期間に比して短いことが要因である。（＝原因分析） このため、国土交通省では、地方公共団体に対して意向調査を実施し、占用許可申請者及び公園管理者の負担軽減を図るため、占用期間の上限の延長が必要等の意見を頂いたところ。（＝課題の特定） これを受け、仮設工作物等に係る占用期間の上限を延長する必要がある。（＝規制の具体的内容）</p>		

<p>想定される代替案</p>	<p>占有期間に上限を設けているのは、都市公園の占有について再チェックの機会を設け、都市公園の管理の適正を期すためであり、その期間の上限は、占有物件の公共性や耐久性、許可申請に係る事務負担等を勘案して物件ごとに定めている。</p> <p>仮設工作物等に係る占有期間の上限については複数案想定されるが、今回の規制の緩和は、仮設工作物等に係る占有許可の頻繁な更新申請が負担となっている現状と、仮設工作物等の公共性や耐久性を総合的に勘案した結果、事務負担の軽減を図りつつ、都市公園の管理の適正を損なうおそれがない期間として、1年を新たな占有期間の上限とすることが最も適切であると判断したものである。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 遵守費用 特になし</li> <li>b 行政費用 特になし</li> <li>c その他の社会的費用 特になし</li> </ul>
<p>規制の便益</p>	<p>本規制案（規制の緩和）により、占有許可申請者の申請手続きに係るコスト及び公園管理者の行政事務に係るコストの低減が図られる。</p>
<p>規制の効率性 （費用と便益の関係の分析）</p>	<p>本規制案（規制の緩和）を実施しても、規制の費用は特段発生せず、占有許可申請者及び公園管理者の双方の事務コストの低減が図られる。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>【平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（H27.12.22 閣議決定）（抄）】</p> <p>地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設（施行令 12 条 10 号）に係る占有期間（施行令 14 条 3 号）については、政令を改正し、平成 28 年度中に延長する。</p>
<p>事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期</p>	<p>平成 33 年度末までに RIA 事後検証シートにより事後検証を実施。また事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p>
<p>その他 （規制の有効性等）</p>	<p>今回の改正は、仮設工作物等に係る頻繁な更新申請が負担となっているとの地方公共団体からの意見等を踏まえて規制の緩和を行うものであり、占有許可申請者及び公園管理者の双方の事務コストの低減という便益も生じることから有効なものである。</p>